



写真1 南湖公園

違反処理完了 踏み出された命令という大きな一歩

白河地方広域市町村圏消防本部 星 誠司

管内情勢

福島県白河市は、東京から200km圏内、東北地方さらには福島県内においても最南部に位置しており、まさに東北の玄関口である。

当消防本部は、1市4町4村で構成され、管轄面積は1,233.08km²、管内人口は139,170人、世

帯数55,655世帯である。

白河市には、松平定信によって築造された日本最古といわれる「南湖公園」(写真1)があり、その南側を通る国道289号は、ラーメンロードとも呼ばれ、市内だけでも約100軒ものラーメン店がある。また、JR新白河駅は、白河市と西郷村

の境に存しており、西郷村は日本で唯一新幹線の停車する村として名が知られている。

消防本部の組織と予防業務体制

当消防本部は、1本部・3消防署・8分署、職員数は200人で組織されている。

予防業務体制は、消防本部に予防課を置き専従職員を配置し、消防署及び分署には災害対応も行う隔日勤務の兼務職員を配置している。

本部予防課では、本部決裁となる管内中規模以上の消防同意事務処理等(各所属で審査されたもの)、保安係では、管内全ての危険物施設等の許認可事務を行っている。違反処理においては、命令までを署長決裁で行っており、要請があれば本部予防課員も同行し違反調査の助言や補助等の協力を実施している。

公表制度のはじまり

当消防本部では、平成27年度から開始された「重大な消防法令違反対象物に係る調査」で作成した重大違反対象物一覧データを基に、平成30年10月1日より「違反対象物の公表制度」を開始した。開始当時の重大違反対象物数は32件であり、これらの違反是正が喫緊の課題となった。

しかし、違反是正に対する意識は低く、また、精通した職員も少なく、知識、技術及び経験が圧倒的に少ない状態であり、手探り状態での開始となった。

事例紹介

今回紹介する事例は、当消防本部の公表制度開始後、警告書及び当消防本部初めての命令書を交付した事例である。

命令書については、署の担当者及び本部予防課員で連絡・調整を重ね違反調査から事務処理までを行い交付したが、二人とも違反是正実務研修【B区分】の受講者であるとはいえ、経験値が圧倒的に少ない状態であったので、上司及び実務研修でお世話になった消防本部からの助言を受けながら、違反処理に関する図書を参

考にして交付に至った。

事例の概要

当該違反対象物の正確な建築年月日は不明であるが、署保管の防火対象物台帳では、昭和47年に増築の消防同意事務処理をしていることから、それ以前に建築されているものである。そして、数回にわたり増改築等を重ね、昭和63年頃には屋内消火栓設備設置義務違反になっていたのではないかと推定される。その後、平成27年9月に建物の構造・面積等が不明であることや、建築基準法違反の疑いもあったため、福島県県南建設事務所(以下、「建設事務所」という。)との合同立入検査を実施し、建物全体の構造・面積等のわかる書類の提出を求める等の違反調査に着手した。

防火対象物の概要

- ア 用途：(4)項 物品販売店(家具店)
 - イ 構造：木造一部鉄骨造
 - ウ 階数：地上2階
 - エ 建築面積：不明
 - オ 延べ面積：1,191.37m²(消防実測、図1)
 - カ 消防用設備等
 - (1)既設：消火器、自動火災報知設備、誘導灯
 - (2)未設置：屋内消火栓設備
 - キ 名宛人
 - (1)所有者A(代表取締役社長)
 - (2)所有者B(所有者Aの妻)
- ※登記は、会社名義ではなく個人名義でそれぞれ1/2所有となっている。

違反事項

- ア 消防訓練未実施
- イ 防火管理者未選任
- ウ 消防計画未作成
- エ 屋内消火栓設備未設置

※ア・イ・ウについては、警告書交付前には正されるが、防火管理者の退職があり、命令書交付前には再び違反となる。

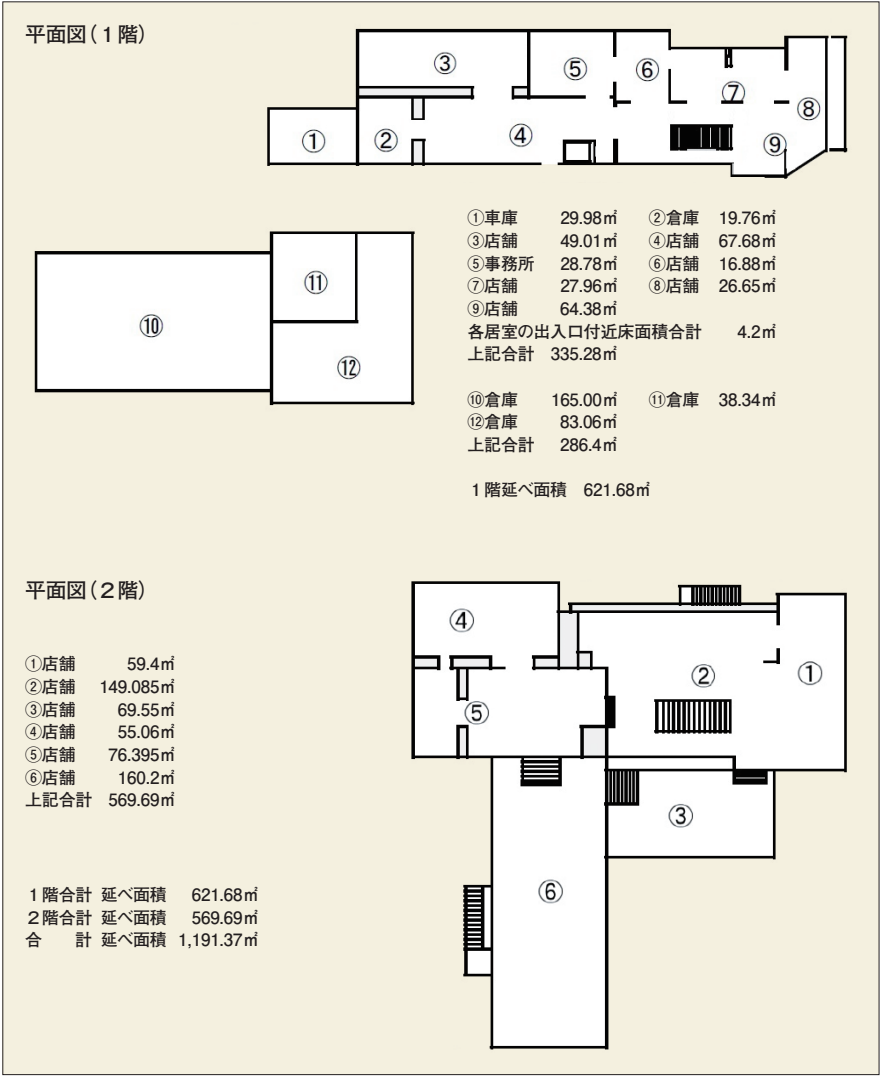


図1 実測による面積算定のため作成した平面図

違反処理の経過

平成27年	9月	建設事務所との合同立入検査を実施する。構造・面積がわかる書類の提出を求める。建設事務所では、同年10月に建築基準法第12条第5項の報告を求める。
平成30年	6月	防火対象物の構造・面積が確認できる資料の提出を再度求める。
	9月	1回目の違反調査を実施。消防実測により内法面積を算定し、700㎡以上となっていることを確認。
	11月	1回目の違反調査で判明した屋内消火栓設備の未設置に対して、設置するかまたは、無確認増築等による建物接続部分を原状に戻して、延べ面積を700㎡未満とするよう立入検査結果通知書で指導する。併せて、公表通知も行った。
平成31年	1月	警告書を交付する。履行期限は、平成31年6月30日に設定する。
	3月	建設事務所で建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告を受理し情報提供を受ける。内容は、平成31年7月末までに廃業して店舗を解体するとのことであった。

令和元年	12月	警告後の違反調査を実施。 平成31年7月末までに廃業するということであったので、代表取締役である所有者Aに質問したところ、10月末まで月に数日営業し、10月末で廃業したとのことであった。しかし、当該違反調査の数日前に商品の受け渡しがあり営業したとの回答があり質問書として記録した。
令和2年	1月	県、市及び税務署へ届出した「法人等の異動届」の写しを受理する。廃業したとの意味合いで提出されたものであるが、実態は休業であり、従業員も継続して1名雇用していることから、廃業とは認められないと判断する。
	9月	継続調査及び是正指導を実施したが、状況は変わらなかった。
	12月	命令書交付を踏まえ2回目の違反調査を実施する。
令和3年	1月	命令書を交付し、標識(写真2)を設置する。履行期限は、令和3年4月末に設定する。
	3月	命令後の継続調査を実施。営業している状態を確認する。
	4月中旬	命令後の継続調査を実施。廃業と認めることはできない状態であったが、解体業者が決定したとの情報を得る。
	4月下旬	履行期限前に所有者Aより連絡があり、店舗内の商品を処分したとのことで現場確認を実施する。店舗内の商品は全て処分されており廃業と判断、1階入り口に設置した標識を撤去し、違反処理完了となる。

警告から命令へ

平成31年1月に当該違反対象物において所有者Aに警告書を交付した。しかし、その後は、消防側の当該違反対象物担当者が人事異動により毎年変わってしまったことや、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い立入検査等を自粛せざるを得ない状況になってしまったこともあり、警告後の継続調査がおろそかになってしまった。したがって、警告書記載の履行期限になっても是正されないという結果になり、次の違反処理へ進むことはもとより、継続調査すらもできずに警告書交付から1年以上が経過してしまった。

そんな折に、令和2年度の違反是正実務研修の受講募集があり、消防側の当該違反対象物担当者が【B区分】を受講することになった。持込事案は、警告書交付を目的とした別の(4)項の違反対象物であったが、研修受入消防本部から管轄署内のすべての違反対象物の基本情報の報告を求められ、各違反対象物への助言を頂き、当該違反対象物については、命令するべきであるという助言を頂いた。

研修受講後、本部予防課員と協議をした。警告書交付から時間が経過していることを考慮し、さらに、警告前に一度改善された防火管理者選任、消防計画作成及び消防訓練実施が再び

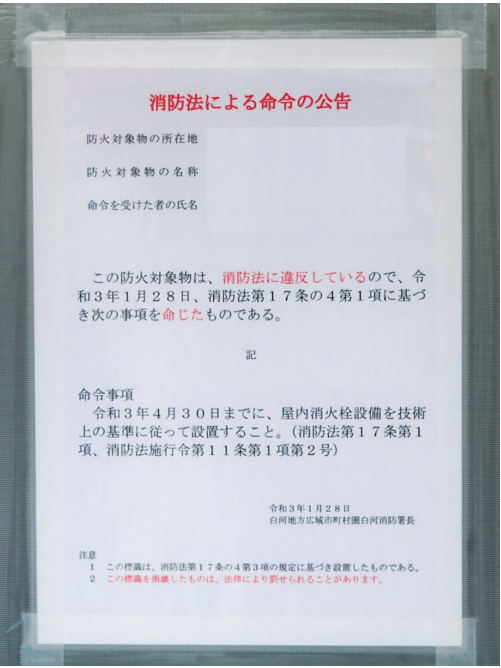


写真2 設置した標識

違反状態になっていたことや、本来登記簿で確認している所有者A・B両名に警告書を交付すべきであったが、所有者Aのみへの交付だけだったこともあり、再度警告書を交付してから命令書を交付する意見と、既に警告書を交付している実状から次は命令書の交付だろうという意見

に分かれた。

しかし、現にそこで商品を購入している利用者がいることや火災発生時の家屋密度が高い周辺地域への延焼拡大の危険性等を考慮すると、すぐにでも命令書を交付し是正させるべきであるという意見にまとも、令和2年12月の命令前違反調査を経て、令和3年1月に当消防本部初めてとなる命令書を交付した。

命令書交付の際、本来登記簿上の所有者A・Bの両名に警告書及び命令書を交付するべきであるが、既に警告書は、所有者Aのみに交付していること、所有者A・Bは夫婦であること、家具店の経営会社の代表取締役が所有者Aであること、これらの実状を踏まえて所有者Aを命令の名宛人とし、相手方へ説明後、了承を得てから命令書を交付した。

関係者の対応の変化

公表制度開始以降、当該違反対象物の担当者は、人事異動により毎年度変わっており、命令書交付時で3人目となっていた。しかし、所有者A・Bともに消防に対しては、協力的とまではいかないが、当たり障りのない対応で接してくれていた。

違反調査についても、事前に電話連絡し日程を調整していたので、所有者不在で未実施となることはなく、また、断られることもなかった。違反調査中は、基本的に所有者Aが対応し、所有者Bは立ち会う程度であった。

しかし、命令書交付後の違反調査では、今までよりも対応・口調が強くなり、どこで情報を得たのかは不明であるが、公表非該当の違反対象物(12項イ)の是正状況の説明を求められたり、体調がすぐれない等の訴えがあったりと対応に変化が生じた。この対応の変化については、命令という行政処分の重みと建物入口に設置した標識の効果の表れだと強く感じている。

その後について

命令書交付後、継続調査を2回実施したが、屋内消火栓設備を設置する意思はなく、廃業す

るとの意向を継続して示しており、店舗内の商品も徐々に減少していた。そして、2回目の調査時に解体業者が決定したとのことで、解体契約書及び解体計画書の写しを確認する(契約書の写しの提出は拒まれたが、カメラでの撮影記録の了承を得る)。

その後、履行期限前に所有者Aより店舗内の商品を全部処分したとの連絡があり、違反調査を実施した結果、店舗内の商品は全部処分されており、購入のために来店する利用者もいないと判断し命令解除となった。

それから約2カ月後に、解体工事が始まり現在は所有者Aの自宅を残すのみで、空き地となっている。

まとめ

本事案は、結果的に廃業し建物解体という形で終わったが、何か別の方法で是正させることができたのではないかと、自問自答しながらの違反処理であった。

違反処理は、時には所有者から恨まれ、精神的なストレスを受ける業務であるが、理解と協力のある上司の下で、「違反是正も人命救助！利用者のために！」を信念に業務を遂行することができた。

また、本部予防課の担当者とは同期であったことから、気軽に相談することができ、是正に向けた違反処理の方針を比較的速やかに固めることができた。そして、何よりも理解と経験のある上司の協力があったからこそ、今回の命令につながったと感じている。

そして、実務研修でお世話になった消防本部の方々には、業務多忙にも関わらずその都度ご対応いただき、切に感謝している。この場を借りてお礼を申し上げる。

今後については、確実な違反処理の遂行のため、本事案で得た経験を活かし、職員の違反是正に対する意識改革に取り組みながら、小さくても一步一步前進し違反是正へとつなげていきたい。

